官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三〇七）　一
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産一八三一）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同一八三二）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同一八三三）　九
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一八三四）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付関係　四
会社その他
会社決算公告　九〇

その他告示

○財務省告示第三百七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十二月二日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第150回	100,210,000円	100,170,092円
〃	第151回	124,350,000円	124,300,484円
〃	第152回	102,970,000円	102,928,996円
〃	第153回	58,870,000円	58,846,562円
〃	第154回	119,300,000円	119,252,494円
〃	第155回	165,160,000円	165,094,234円
〃	第156回	191,170,000円	191,093,868円
〃	第157回	281,190,000円	281,078,014円
〃	第158回	409,610,000円	409,446,848円
〃	第159回	112,920,000円	112,875,032円
〃	第160回	97,150,000円	97,111,316円
〃	第161回	163,410,000円	163,292,850円
〃	第162回	166,970,000円	166,717,212円
〃	第163回	103,870,000円	103,828,640円
〃	第164回	241,420,000円	241,323,838円
〃	第165回	80,960,000円	80,927,766円
〃	第166回	383,680,000円	383,190,886円
〃	第167回	248,470,000円	248,113,664円
〃	第168回	382,680,000円	381,800,613円
〃	第169回	578,260,000円	576,422,053円
〃	第170回	525,950,000円	524,357,446円
〃	第171回	857,940,000円	856,036,429円
〃	第172回	3,234,690,000円	3,224,887,737円

〃	第173回	13,000,000円	12,963,445円
〃	第174回	5,500,000円	5,479,403円
〃	第175回	30,000,000円	29,876,175円
〃	第176回	1,000,000円	996,165円
〃	第177回	9,000,000円	8,966,823円
〃	第178回	59,000,000円	58,781,740円
〃	第179回	16,000,000円	15,946,192円
〃	第184回	122,500,000円	122,485,414円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第116回	44,000,000円	43,982,474円
〃	第117回	121,850,000円	121,801,468円
〃	第118回	33,410,000円	33,396,700円
〃	第119回	144,320,000円	144,262,524円
〃	第120回	66,500,000円	66,473,514円
〃	第121回	87,440,000円	87,405,178円
〃	第122回	71,700,000円	71,671,448円
〃	第123回	91,050,000円	91,013,736円
〃	第124回	138,730,000円	138,674,746円
〃	第125回	212,140,000円	212,055,508円
〃	第126回	218,000,000円	217,913,168円
〃	第127回	203,200,000円	203,119,058円
〃	第128回	109,100,000円	109,056,550円
〃	第129回	258,570,000円	258,467,012円
〃	第130回	337,430,000円	337,295,604円
〃	第131回	187,040,000円	186,965,504円
〃	第132回	244,310,000円	244,212,676円
〃	第133回	98,150,000円	98,110,910円
〃	第134回	127,850,000円	127,799,080円
〃	第135回	211,260,000円	211,175,856円
〃	第136回	118,810,000円	118,762,686円
〃	第137回	190,680,000円	190,604,062円
〃	第138回	162,640,000円	162,575,228円
〃	第139回	111,070,000円	111,025,766円
〃	第140回	63,010,000円	62,984,912円
〃	第141回	825,840,000円	825,379,444円
〃	第142回	711,540,000円	710,519,532円
〃	第143回	650,160,000円	649,382,998円
〃	第144回	946,090,000円	944,733,152円
〃	第145回	736,460,000円	735,638,526円
〃	第146回	413,270,000円	412,973,684円
〃	第147回	355,930,000円	355,759,864円
〃	第148回	145,870,000円	145,811,902円
〃	第149回	722,440,000円	721,634,206円
〃	第150回	924,890,000円	923,342,446円
〃	第151回	1,038,130,000円	1,035,400,246円
〃	第152回	1,530,270,000円	1,525,148,744円
〃	第153回	946,950,000円	945,063,654円
〃	第154回	745,580,000円	744,510,708円
〃	第155回	675,000,000円	673,655,396円
〃	第156回	857,600,000円	855,344,969円
〃	第157回	895,290,000円	892,721,836円
〃	第158回	1,780,580,000円	1,774,230,432円
〃	第159回	2,690,530,000円	2,677,915,719円
〃	第160回	3,702,990,000円	3,684,990,931円
〃	第161回	1,387,980,000円	1,383,690,420円
〃	第162回	10,097,580,000円	10,056,544,936円
〃	第163回	5,000,000円	4,980,377円
〃	第164回	48,500,000円	48,274,232円
〃	第165回	32,000,000円	31,840,697円
〃	第166回	12,000,000円	11,947,896円
〃	第167回	22,000,000円	21,898,807円
〃	第168回	3,000,000円	2,985,570円

〃	第169回	12,000,000円	11,944,745円
〃	第172回	400,000円	399,285円
〃	第174回	165,340,000円	165,317,304円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第68回	210,900,000円	209,874,868円
〃	第69回	45,400,000円	45,146,778円
〃	第70回	109,800,000円	109,156,936円
〃	第71回	77,200,000円	76,757,097円
〃	第72回	273,950,000円	272,308,742円
〃	第73回	123,960,000円	123,431,553円
〃	第74回	77,500,000円	77,123,297円
〃	第75回	143,520,000円	142,719,475円
〃	第76回	116,880,000円	116,195,469円
〃	第77回	75,600,000円	75,166,269円
〃	第78回	117,010,000円	116,298,539円
〃	第79回	139,780,000円	139,184,111円
〃	第80回	31,730,000円	31,575,775円
〃	第81回	314,740,000円	312,984,438円
〃	第82回	481,900,000円	479,077,637円
〃	第83回	1,035,430,000円	1,029,489,468円
〃	第84回	75,330,000円	74,933,564円
〃	第85回	108,540,000円	108,077,296円
〃	第86回	100,080,000円	99,593,553円
〃	第87回	203,080,000円	201,947,261円
〃	第88回	171,490,000円	170,485,648円
〃	第89回	129,050,000円	128,309,626円
〃	第90回	330,910,000円	328,894,638円
〃	第91回	147,930,000円	147,299,371円
〃	第92回	233,270,000円	232,136,152円
〃	第93回	242,140,000円	240,789,425円
〃	第94回	114,810,000円	114,137,607円
〃	第95回	173,430,000円	172,435,011円
〃	第96回	245,010,000円	243,569,012円
〃	第97回	301,670,000円	300,383,958円
〃	第98回	252,330,000円	251,103,514円
〃	第99回	287,990,000円	286,383,643円
〃	第100回	259,320,000円	257,801,244円
〃	第101回	289,350,000円	287,689,966円
〃	第102回	399,890,000円	397,511,476円
〃	第103回	413,680,000円	411,916,459円
〃	第104回	343,180,000円	341,511,905円
〃	第105回	338,410,000円	336,522,409円
〃	第106回	364,810,000円	362,673,417円
〃	第107回	619,360,000円	615,806,610円
〃	第108回	606,550,000円	603,178,722円
〃	第109回	422,570,000円	420,768,548円
〃	第110回	493,460,000円	491,061,438円
〃	第111回	470,790,000円	468,164,009円
〃	第112回	393,800,000円	391,493,638円
〃	第113回	806,780,000円	802,151,319円
〃	第114回	543,380,000円	540,290,007円
〃	第115回	445,000,000円	443,102,941円
〃	第116回	565,920,000円	563,169,239円
〃	第117回	717,650,000円	713,647,054円
〃	第118回	454,740,000円	452,076,720円
〃	第119回	544,610,000円	541,485,457円
〃	第120回	932,560,000円	927,075,076円
〃	第121回	21,860,000円	21,766,815円
〃	第122回	37,400,000円	37,218,219円
〃	第123回	75,180,000円	74,760,666円
〃	第124回	99,780,000円	99,195,637円
〃	第125回	41,820,000円	41,580,088円
〃	第126回	430,560,000円	428,051,974円

〃	第127回	752,980,000円	749,769,977円
〃	第128回	436,870,000円	434,746,522円
〃	第129回	361,570,000円	359,553,232円
〃	第130回	422,830,000円	420,353,598円
〃	第131回	514,660,000円	511,707,280円
〃	第132回	1,304,780,000円	1,296,983,236円
〃	第133回	436,100,000円	434,240,881円
〃	第134回	224,900,000円	223,806,837円
〃	第135回	348,580,000円	346,635,693円
〃	第136回	323,540,000円	321,645,129円
〃	第137回	267,580,000円	266,044,857円
〃	第138回	430,750,000円	428,160,994円
〃	第139回	324,230,000円	322,847,789円
〃	第140回	349,980,000円	348,278,864円
〃	第141回	855,920,000円	851,145,787円
〃	第142回	1,083,930,000円	1,077,581,685円
〃	第143回	811,110,000円	806,456,524円
〃	第144回	1,078,750,000円	1,072,477,600円
〃	第145回	820,740,000円	817,241,135円
〃	第146回	841,490,000円	837,399,784円
〃	第147回	1,164,000,000円	1,157,507,369円
〃	第148回	1,223,370,000円	1,216,205,039円
〃	第149回	502,290,000円	499,408,300円
〃	第150回	1,795,150,000円	1,784,648,667円
〃	第151回	825,900,000円	822,379,133円
〃	第152回	810,500,000円	806,560,408円
〃	第153回	787,500,000円	783,107,453円
〃	第154回	1,500,130,000円	1,491,344,161円
〃	第155回	1,232,810,000円	1,225,737,111円
〃	第156回	1,972,980,000円	1,961,251,545円
〃	第157回	589,300,000円	586,787,799円
〃	第158回	855,850,000円	851,689,997円
〃	第159回	1,423,170,000円	1,415,231,749円
〃	第160回	785,340,000円	780,740,487円
〃	第161回	1,431,860,000円	1,423,645,124円
〃	第162回	1,423,040,000円	1,414,585,336円
〃	第163回	1,298,930,000円	1,293,392,579円
〃	第164回	1,272,180,000円	1,265,996,347円
〃	第165回	2,915,310,000円	2,899,048,660円
〃	第166回	1,371,000,000円	1,362,970,400円
〃	第167回	1,611,130,000円	1,601,886,596円
〃	第168回	1,372,710,000円	1,364,622,759円
〃	第169回	1,623,550,000円	1,616,628,681円
〃	第170回	1,019,310,000円	1,014,380,976円
〃	第171回	2,161,640,000円	2,149,615,303円
〃	第172回	2,881,810,000円	2,864,931,885円
〃	第173回	1,947,590,000円	1,936,468,185円
〃	第174回	4,186,750,000円	4,161,228,194円
〃	第175回	21,760,000円	21,625,264円
〃	第176回	18,000,000円	17,899,700円
〃	第177回	32,000,000円	31,811,892円
〃	第178回	15,400,000円	15,327,735円
〃	第180回	20,000,000円	19,913,912円
〃	第181回	20,000,000円	19,908,784円
〃	第183回	5,000,000円	4,984,521円
〃	第184回	3,400,000円	3,393,289円
〃	第185回	5,000,000円	4,993,357円
〃	第186回	100,400,000円	100,385,422円
合　　計		117,562,790,000円	117,041,342,764円

○農林水産省告示第千八百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別紙２－２　くろまぐろ（大型魚））	（別紙２－２　くろまぐろ（大型魚））
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から５までに定めるとおりとする。	大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から５までに定めるとおりとする。
１・２　（略）	１・２　（略）
３　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	３　くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　漁獲量の管理の手法等	⑵　漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。	当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。
①・②　（略）	①・②　（略）
③　漁獲割当割合の有効期間	③　漁獲割当割合の有効期間
三管理年度の期間	二管理年度の期間
④　漁獲割当割合の設定基準	④　漁獲割当割合の設定基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの３年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。	イ　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの３年間をいう。ただし、当該期間に令和３管理年度が含まれる場合は、当該管理年度の期間を除く２年間とする。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。
ウ　次の㋐又は㋑のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。	ウ　次の㋐又は㋑のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
㋐　(a)及び(b)を合計した割合（小数点第５位以下を切捨てたものとする。）	㋐　(a)及び(b)を合計した割合（小数点第５位以下を切捨てたものとする。）
(a)　30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶及び基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合。ただし、基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶については、０パーセントとする。	(a)　30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合
(b)　（略）	(b)　（略）
㋑　（略）	㋑　（略）

エ　ウ(ア)(a)及び(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア)・(イ)　（略）

⑤～⑨　（略）

４・５　（略）

第６～第９　（略）

（別紙２－５　まあじ）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和８管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和７管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

１　目標管理基準値

⑴　まあじのうち資源評価において太平洋系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ太平洋系群」という。）　52千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

⑵　まあじのうち資源評価において対馬暖流系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ対馬暖流系群」という。）　273千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値

⑴　まあじ太平洋系群　14千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

⑵　まあじ対馬暖流系群　103千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値

⑴　まあじ太平洋系群　1.5千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

⑵　まあじ対馬暖流系群　14千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　まあじ太平洋系群　令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑴の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　まあじ対馬暖流系群　令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑵の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

エ　ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア)・(イ)　（略）

⑤～⑨　（略）

４・５　（略）

第６～第９　（略）

（別紙２－５　まあじ）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の２系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては１つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和７管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和６管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

１　目標管理基準値

⑴　まあじのうち資源評価において太平洋系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ太平洋系群」という。）　60千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

⑵　まあじのうち資源評価において対馬暖流系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ対馬暖流系群」という。）　254千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値

⑴　まあじ太平洋系群　15千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

⑵　まあじ対馬暖流系群　107千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

（新設）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

⑴　まあじ太平洋系群　令和２年（2020年）の資源評価に基づき親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑴の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

⑵　まあじ対馬暖流系群　令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１⑵の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

⑴　まあじ太平洋系群　１⑴の規定を踏まえたまあじ太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

⑵　まあじ対馬暖流系群　１⑵の規定を踏まえたまあじ対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１～３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

２　漁獲圧力

⑴　まあじ太平洋系群　１⑴の規定を踏まえたまあじ太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（1.7千トン。③において同じ。）の値を減じた値を、限界管理基準値から最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量の値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、０とする。

⑵　まあじ対馬暖流系群　１⑵の規定を踏まえたまあじ対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（16千トン。③において同じ。）の値を減じた値を、限界管理基準値から最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量の値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、０とする。

３　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１～３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）　⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵ 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① （略）

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア （略）

イ 特異率が１未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④ （略）

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶ （略）

第７～第９ （略）

（別紙２－６ まいわし太平洋系群）

第１・第２ （略）

第３ 資源管理の目標

１ 目標管理基準値 1,432千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２ 限界管理基準値 530千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３ 禁漁水準値 53千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４ 漁獲シナリオ

１ 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） ⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵ 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① （略）

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア （略）

イ 特異率が１未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④ （略）

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶ （略）

第７～第９ （略）

（別紙２－６ まいわし太平洋系群）

第１・第２ （略）

第３ 資源管理の目標

１ 目標管理基準値 1,187千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２ 限界管理基準値 487千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

（新設）

第４ 漁獲シナリオ

１ 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和５年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

（削る）

（削る）

（削る）

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　管理年度当初の漁獲可能量の算定について

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まいわし太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第１の２⑷②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

①　当該特定水産資源の親魚量が、令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第５　（略）

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までは、令和２年（2020年）の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.2を乗じた値とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和６年（2024年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。

⑵　令和６年（2024年）及び令和７年（2025年）は、令和５年（2023年）の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.3を乗じた値とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和８年（2026年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。

⑶　令和８年（2026年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.85を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（69千トン。③において同じ。）の値を減じた値を、限界管理基準値から最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量の値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

（新設）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴・⑵　（略）

⑶　漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、４の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和８管理年度から令和12管理年度においては、本規定は適用しない。

①・②　（略）

２・３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。ただし、令和８管理年度から令和12管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

また、管理年度の５月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の12分の５とする。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

②　大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴・⑵　（略）

⑶　漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、４の国の留保からの配分は、行わない。

①・②　（略）

２・３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）　⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

②　大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、

当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　（略）

②　基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③　基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　（略）

イ　特異率が１未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④　（略）

⑤　基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶　（略）

５　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２－７　まいわし対馬暖流系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　1,089千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　454千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

３　禁漁水準値　65千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）　⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　（略）

②　基準日の属する月　日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　（略）

イ　特異率が１未満の場合　当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④　（略）

⑤　基準日の翌日から45日間　日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶　（略）

５　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２－７　まいわし対馬暖流系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　1,093千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

２　限界管理基準値　465千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

（新設）

第４　漁獲シナリオ

１　目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

（削る）

（削る）

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１～３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から７月末日までに配分する数量の上限は、国の留保分の８割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の間で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではない。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までは、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

⑵　令和６年（2024年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.75を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量（66千トン。③において同じ。）の値を減じた値を、限界管理基準値から最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量の値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を下回っている場合には、０とする。

３　（略）

第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１～３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（⑵において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から７月末日までに配分する数量の上限は、国の留保分の８割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の間で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではない。

①　一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）　⑵に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵ 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① （略）

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア （略）

イ 特異率が１未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④ （略）

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶ （略）

第７～第９ （略）

（別紙２―36 にたりくじら）

第１～第５ （略）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの数量を、管理年度の前々管理年度から３管理年度の間の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて第５の１及び２の大臣管理区分に比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

２・３ （略）

第７・第８ （略）

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が１千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に１千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日） ⑵に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

⑵ 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① （略）

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア （略）

イ 特異率が１未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値

④ （略）

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の９日前から基準日までの１日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

⑶ （略）

第７～第９ （略）

（別紙２―36 にたりくじら）

第１～第５ （略）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第５の１の大臣管理区分に配分する。

２・３ （略）

第７・第８ （略）

（別紙２―49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源））	（別紙２―49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源））
第１　（略）	第１　（略）
第２　管理年度	第２　管理年度
４月１日から翌年３月末日まで（ステップ１）	１月１日から同年12月末日まで（ステップ１）
第３～第８　（略）	第３～第８　（略）
（別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源））	（別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源））
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　資源管理の目標	第３　資源管理の目標
１・２　（略）	１・２　（略）
３　暫定目標管理基準値　179千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）	（新設）
４　禁漁水準値　９千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）	３　禁漁水準値　９千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
第４　漁獲シナリオ	第４　漁獲シナリオ
１　暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ	１　暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ
（削る）	⑴　179千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）を暫定目標管理基準値とする。
令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第４の１⑴暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。	⑵　令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第４の１⑴暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
２・３　（略）	２・３　（略）
第５～第９　（略）	第５～第９　（略）
（別紙４－１　まいわし対馬暖流系群）	（別紙４－１　まいわし対馬暖流系群）
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　資源再建計画において講ずる措置	第３　資源再建計画において講ずる措置
別紙２－７に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙２－７の第４の３に従って漁獲可能量を定めることとする。	別紙２－７に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和２年度(2020年度)及び令和３年度（2021年度）の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。
（削る）	①　別紙２－７の第４に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。
（削る）	②　別紙２－７の第５に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。
（削る）	この措置により、親魚量は令和13年（2031年）に50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ることから、当該措置は法第12条第２項の資源再建計画の策定目標に合致している。
第４・第５　（略）	第４・第５　（略）

別紙３―30を削除する。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２―５、別紙２―６及び別紙２―７の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、別紙２―５、別紙２―６及び別紙２―７の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

○農林水産省告示第千八百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　さんま

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

95,623トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,900
岩手県	400
宮城県	現行水準
千葉県	現行水準
石川県	現行水準
静岡県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
和歌山県	現行水準
山口県	現行水準
高知県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	77,940
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	8,160
さんまその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二　まあじ

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

183,200トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	現行水準
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準
京都府	現行水準
大阪府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準

鳥取県	現行水準
島根県	17,100
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
山口県	3,000
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	26,800
熊本県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	4,200
鹿児島県	3,600

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	65,000
まあじその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三　まいわし太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

661,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	21,000
青森県	現行水準
岩手県	12,000
宮城県	32,500
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	10,800
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	9,300

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	208,300
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	199,300
まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四　まいわし対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

453,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準

富山県	現行水準
石川県	83,500
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
島根県	161,000
山口県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	33,400
熊本県	現行水準
鹿児島県	5,000

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	42,200
まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五　かたくちいわし対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

15,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	15,000トンの内数
新潟県	15,000トンの内数
富山県	15,000トンの内数
石川県	15,000トンの内数
福井県	15,000トンの内数
京都府	15,000トンの内数
兵庫県	15,000トンの内数
鳥取県	15,000トンの内数
島根県	15,000トンの内数
山口県	15,000トンの内数
福岡県	15,000トンの内数
佐賀県	15,000トンの内数
長崎県	15,000トンの内数
熊本県	15,000トンの内数
鹿児島県	15,000トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	15,000トンの内数
かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	15,000トンの内数

第六　うるめいわし対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

58,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	58,000トンの内数
新潟県	58,000トンの内数
富山県	58,000トンの内数
石川県	58,000トンの内数
福井県	58,000トンの内数
京都府	58,000トンの内数
兵庫県	58,000トンの内数
島根県	58,000トンの内数

山口県	58,000トンの内数
福岡県	58,000トンの内数
佐賀県	58,000トンの内数
長崎県	58,000トンの内数
熊本県	58,000トンの内数
鹿児島県	58,000トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	58,000トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業	58,000トンの内数

第七　かたくちいわし太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

107,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	107,000トンの内数
青森県	107,000トンの内数
岩手県	107,000トンの内数
宮城県	107,000トンの内数
福島県	107,000トンの内数
茨城県	107,000トンの内数
千葉県	107,000トンの内数
神奈川県	107,000トンの内数
静岡県	107,000トンの内数
愛知県	107,000トンの内数
三重県	107,000トンの内数
和歌山県	107,000トンの内数
徳島県	107,000トンの内数
愛媛県	107,000トンの内数
高知県	107,000トンの内数
大分県	107,000トンの内数
宮崎県	107,000トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業	107,000トンの内数
かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業	107,000トンの内数

第八　まだい日本海西部・東シナ海系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

6,730トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
鳥取県	6,730トンの内数
島根県	6,730トンの内数
山口県	6,730トンの内数
福岡県	6,730トンの内数
佐賀県	6,730トンの内数
長崎県	6,730トンの内数
熊本県	6,730トンの内数
鹿児島県	6,730トンの内数

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業	6,730トンの内数
まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業	6,730トンの内数
まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業	6,730トンの内数

○農林水産省告示第千八百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日（かたくちいわし瀬戸内海系群に関しては、令和７年１月１日から令和８年３月31日）までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第七　（略）	第一～第七　（略）
第八　かたくちいわし瀬戸内海系群	第八　かたくちいわし瀬戸内海系群
一　令和７管理年度①（令和７年１月１日から同年12月31日まで）	（新設）
㈠　漁獲可能量	一　漁獲可能量
48,000トン	48,000トン
㈡　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	48,000トンの内数
兵庫県	48,000トンの内数
和歌山県	48,000トンの内数
岡山県	48,000トンの内数
広島県	48,000トンの内数
山口県	48,000トンの内数
徳島県	48,000トンの内数
香川県	48,000トンの内数
愛媛県	48,000トンの内数
福岡県	48,000トンの内数
大分県	48,000トンの内数

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	48,000トンの内数
兵庫県	48,000トンの内数
和歌山県	48,000トンの内数
岡山県	48,000トンの内数
広島県	48,000トンの内数
山口県	48,000トンの内数
徳島県	48,000トンの内数
香川県	48,000トンの内数
愛媛県	48,000トンの内数
福岡県	48,000トンの内数
大分県	48,000トンの内数

二　令和７管理年度②（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

㈠　漁獲可能量

48,000トン

㈡　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
大阪府	48,000トンの内数
兵庫県	48,000トンの内数
和歌山県	48,000トンの内数
岡山県	48,000トンの内数
広島県	48,000トンの内数
山口県	48,000トンの内数
徳島県	48,000トンの内数
香川県	48,000トンの内数
愛媛県	48,000トンの内数
福岡県	48,000トンの内数
大分県	48,000トンの内数

第九　（略）

（新設）

第九　（略）

○農林水産省告示第千八百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら

北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	8,800
（略）	（略）
島根県	22,900
山口県	2,900
（略）	（略）
長崎県	41,200
（略）	（略）
鹿児島県	10,900

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	106,300
まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業	（略）

第三～第十一　（略）

北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　（略）

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	7,800
（略）	（略）
島根県	20,500
山口県	2,600
（略）	（略）
長崎県	36,900
（略）	（略）
鹿児島県	9,700

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業	95,200
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業	（略）

第三～第十一　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

北海道上川郡東川町天人峡

株式会社見河管財

代表清算人　廣田　善康

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

北海道旭川市一条通十八丁目左三号

有限会社緑地計画

清算人　吉田　達朗

解散公告

当社は、令和七年十一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

札幌市手稲区手稲本町二条五丁目一二番五六―一三〇五号

株式会社ウエスト経営センター

代表清算人　西村　浩一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

宮城県黒川郡大郷町石原字下り松一三番地の一

有限会社熊谷産業

清算人　熊谷　節子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

福島県喜多方市豊川町米室字二条川原一八七二―一一

株式会社クウ

代表清算人　猪俣　由美

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

埼玉県比企郡川島町大字上伊草八四六番地六

有限会社中島電気商会

清算人　久保　照子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

埼玉県川口市柳崎五丁目一五番二〇号

株式会社埼玉ハウジング

代表清算人　阿久津輝雄

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

千葉県佐倉市井野一五八三番地二〇五

有限会社ワイエヌケイ

清算人　金澤　弓夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

千葉県習志野市秋津三丁目二番二二棟四号

フォースウェーブコーヒー合同会社

代表清算人　薗田　誠

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

千葉県柏市篠籠田後原一四五六番地の二

有限会社鳥正商店

清算人　伊藤　平

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都大田区蒲田五―二四―四

株式会社マルチモーダルセンサテクノロジー

代表清算人　前田　健夫

解散公告

当社は、令和七年十一月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都荒川区東日暮里四丁目三三―一二（Ｂ―〇八）

瑞璟国際株式会社

代表清算人　姜　波

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光１８２サン丸太町合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１２合同会社３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１２合同会社７

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１３合同会社８

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１３合同会社１３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１４合同会社５

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１４合同会社６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１４合同会社１１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区麹町四丁目三番二九号ＶＯＲＴ紀尾井坂六階　ＵＫ管財株式会社

代表清算人　佐藤　英人

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都新宿区水道町二番九号

株式会社佐久間製作所

代表清算人　佐久間謙一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ　株式会社ＮＴＩ整理会社

代表清算人　中山　亮

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区外神田二丁目一四番五号

一般財団法人笹村工学奨励会

代表清算人　本山　和彦

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

一般社団法人エルインベストメント

代表清算人　林　健二

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

合同会社エルインベストメント

清算人　林　健二

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都調布市柴崎二丁目三二番地一一

株式会社日本マグネス

代表清算人　川手　博樹

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区銀座五丁目一四番一四―二〇一号　株式会社西谷エンタープライズ

代表清算人　岡田　壮右

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都豊島区南大塚三丁目三七番五大塚台パークサイド一一〇六　有限会社桜花

清算人　綱島名知子

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区築地三丁目五番一〇号

株式会社日刊スポーツクリエィション

清算人　吉見　明樹

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１６合同会社１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１６合同会社２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１６合同会社８

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１６合同会社９

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１６合同会社１１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１８合同会社３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１８合同会社６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１９合同会社２

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ２０合同会社４

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ２１合同会社４

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ２１合同会社８

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

一般社団法人ＳＣＣトークン

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

合同会社ＳＣＣトークン

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ＫＫＳインフラホールディングス一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

乙部風力ホールディングス一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号

乙部風力開発株式会社

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年十一月十四日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ

税理士法人内

CLEAN ENERGIES MALLORCA合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都中央区銀座一丁目三番三号Ｇ一ビル七階一三二五号

株式会社グラフィオ

代表清算人　大島　遼

解散公告

当法人は、令和七年十一月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番三号モンテプラザ麻布三〇一

一般社団法人全日本美容鍼灸連盟

代表清算人　川畑　充弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

株式会社箱根資産管理

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都新宿区北新宿一丁目七番二一号

株式会社フジ国際交流センター

代表清算人　山中　小白

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都江東区豊洲四丁目一〇番六号

有限会社仙仁会

清算人　仙頭　貴子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都大田区大森東三丁目二〇番四号グリーンパルコン一〇一

ＤＷＩＮＧＳ株式会社

代表清算人　吉野麻由美

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

横浜市南区永田東二丁目三四番二七号

株式会社Ｄ－Ｃ－Ｉ

代表清算人　土井　忍

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

川崎市高津区久末五一一番地四四

最上建業株式会社

代表清算人　最上　元正

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神奈川県藤沢市花の木一八番五号

株式会社湘南エンジニアリング

代表清算人　上村　紀夫

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神奈川県川崎市幸区戸手本町二丁目二二八番地二九

開発設計Ｊ　ＯＦＦＩＣＥ株式会社

代表清算人　長門　旬也

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸三番二号

有限会社月兎

清算人　海老澤明彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴四〇四番地の一六

有限会社二藤商店

清算人　二藤　泰子

解散公告

当組合は、令和七年十二月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

富山県砺波市太田一八八九番地の七

富山県金型協同組合

代表清算人　窪田　彰克

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

長野市上松二丁目二七番三二号

合同会社ＨＵＢ

清算人　富澤　翼

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により令和七年十二月二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

長野県塩尻市大字片丘八五〇一番地三二

ソヤノウッドパワー株式会社

代表清算人　伊藤　毅

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

名古屋市西区菊井二丁目五番六号（サンクレイドル名古屋九〇一号）

株式会社ＥＮ－ＫＵＲＡＳＨＩＥＲＵ

代表清算人　髙田　克弥

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

愛知県北名古屋市六ツ師松戸一番地の二

株式会社現代設計

代表清算人　本多　宗徳

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

名古屋市北区上飯田西町三丁目九番地の一九

株式会社マルヤマ

代表清算人　山下　芳生

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

三重県伊勢市朝熊町四五八〇番地二

丸正商事株式会社

代表清算人　羽根　律子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

三重県名張市桔梗が丘六番町一街区二番地

有限会社フジヤ

清算人　仁木　毅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

京都市伏見区桃山町本多上野七八番地の一二

有限会社川崎工務店

清算人　川崎　直樹

解散公告

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

京都市南区久世上久世町四九六番地一三

京都開発株式会社

代表清算人　長　悦子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

大阪府四條畷市雁屋北町一－一大阪府立四條畷高等学校同窓会

一般財団法人楠葉尚学会

代表清算人　竹内　脩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

大阪府大阪市住吉区遠里小野六－七－二二

プレアール遠里小野Ⅱ一〇五号室

銘泉株式会社

代表清算人　王　培集

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

大阪市生野区田島四丁目五番三一号

株式会社逸騰

代表清算人　王　向峰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

大阪市中央区本町二丁目三番八号

株式会社ＭＩＣ

代表清算人　本間　恒男

解散公告

当社は、令和七年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神戸市西区竜が岡三丁目九番地の一〇

株式会社エポム

代表清算人　杉尾　寿城

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

兵庫県西宮市南郷町一番三号

ベストワン株式会社

代表清算人　日比　準二

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神戸市兵庫区駅前通五丁目一番四号

株式会社ベアーズホーム

代表清算人　北村　光勧

解散公告

当社は、令和七年十一月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

神戸市西区竹の台六丁目一番地の一－七一四号

合同会社谷口

清算人　谷口　浩

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

兵庫県川辺郡猪名川町杉生字長谷森一―二

合同会社ＭＩ　Ｗｏｒｋｓ

清算人　西田　晴美

解散公告

当法人は、令和七年十一月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

奈良県生駒市東新町一番三号

一般社団法人西和医療圏地域医療介護連携推進協議会　代表清算人　有山　武志

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

和歌山県橋本市高野口町大野一〇四番地

有限会社植田商店

清算人　植田　善久

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

広島県大竹市小方一丁目一三番八号

有限会社やましち

清算人　大山　正治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

福岡県北九州市小倉北区片野新町一丁目一五番二一号

サン・キヤマ有限会社

代表清算人　木山　邦宏

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

宮崎市花ケ島町笹原二二六二番地四

有限会社三共しろありセンター

清算人　山川　力

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

鹿児島市西田二丁目二八番一六号

株式会社育英堂

代表清算人　中神　哲郎

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により、令和七年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

東京都新宿区大京町二七番地

医療法人社団仁圭会

清算人　松永　正

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十二月十四日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十月三十一日長野県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

長野県須坂市大字須坂一五三七番地

学校法人関学園

清算人　関　二司光

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月九日、高松地方裁判所の解散命令決定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

香川県高松市塩江町安原下第２号二一二七番地の二

宗教法人験乗宗法龍院

清算人　弁護士　守谷　貫志

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月三日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

三重県四日市市西富田町三二二番地の一

医療法人川平内科

清算人　川平　悟

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二日

福井県坂井市春江町江留下相田三一番地二

医療法人松浦耳鼻咽喉科医院

清算人　松浦由記子

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 12 月２日

東京都目黒区八雲三丁目６番10号

株式会社カイルフィールド

代表取締役　小原　孝治

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	182,980
	固定資産	693,177
	合計	876,157
負債及び純資産の部	流動負債	2,289
	固定負債	768,139
	株主資本	105,728
	資本金	1,000
	利益剰余金	104,728
	その他利益剰余金	104,728
	（うち当期純利益）	(6,659)
	合計	876,157

第41期決算公告　令和７年11月７日
東京都大田区下丸子三丁目28番４号
株式会社協和ファインツール
代表取締役　草野　幸一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	214,101
	固定資産	135,117
	資産合計	**349,219**
負債及び純資産の部	流動負債	49,878
	賞与引当金	9,000
	その他	40,878
	固定負債	55,122
	株主資本	244,219
	資本金	10,000
	利益剰余金	234,219
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	232,719
	（うち当期純利益）	(47,663)
	負債・純資産合計	**349,219**

第 24 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 2 日　　東京都台東区東上野六丁目１番７号

株式会社ビジネス・インフォメーション・テクノロジー

代表取締役　山口　幸雄

貸借対照表の要旨　（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
流　動　資　産	1,976,330	流　動　負　債	967,810
固　定　資　産	205,816	固　定　負　債	129,819
		株　主　資　本	1,084,516
		資　本　金	136,500
		資本剰余金	45,500
		資本準備金	45,500
		利益剰余金	902,516
		利益準備金	7,780
		その他利益剰余金	894,736
		（うち当期純利益）	(95,191)
資　産　合　計	**2,182,147**	**負債・純資産合計**	**2,182,147**

第 72 期 決 算 公 告

令和７年12月２日

長野市上松４丁目７番20号
株式会社長野県教科書供給所
代表取締役会長　西澤　　啓

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475	流動負債	414
固定資産	379	固定負債	218
有形固定資産	179	引当金	39
無形固定資産	0	**負債合計**	**672**
投資その他の資産	198	株主資本	182
繰延資産	0	資本金	40
		利益剰余金	142
		（利益準備金）	(10)
		（その他利益剰余金）	(132)
		（うち当期純利益）	(21)
		純資産合計	**182**
資産合計	**854**	**負債・純資産合計**	**854**

第 103 期 決 算 公 告

2025年12月１日　東京都大田区南蒲田一丁目21番12号
日本防蝕工業株式会社
代表取締役　佐藤　元彦

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,938	流動負債	1,808
固定資産	2,405	固定負債	965
有形固定資産	336	株主資本	7,511
無形固定資産	24	資本金	244
投資その他の資産	2,043	資本剰余金	223
		利益剰余金	7,082
		利益準備金	36
		その他利益剰余金	7,046
		（うち当期純利益）	(592)
		自己株式	△39
		評価・換算差額等	57
資産合計	**10,343**	**負債・純資産合計**	**10,343**

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　1,016百万円
2. １株当たりの当期純利益　272円61銭

第 25 期決算公告

令和７年12月２日
東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル12Ｆ
ソフォス株式会社
代表取締役　足立　達矢

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,758,551
	固定資産	10,092
	繰延資産	762
	資産合計	**1,769,405**
負債及び純資産の部	流動負債	884,508
	株主資本	884,897
	資本金	10,000
	利益剰余金	874,897
	その他利益剰余金	874,897
	（うち当期純利益）	(66,307)
	負債・純資産合計	**1,769,405**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年12月２日
東京都千代田区麹町五丁目１番地９階
成倫税理士法人内
ムーン特定目的会社
取締役　岡本　哲治

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	0	流動負債	58,300
その他の資産	100,001	固定負債	0
流動資産	100,001	**負債合計**	**58,300**
固定資産	0	社員資本	41,701
		特定資本金	100,000
		剰余金	△58,299
		当期未処理損失	△58,299
		純資産合計	**41,701**
資産合計	**100,001**	**負債・純資産合計**	**100,001**

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月18日　至　令和７年７月31日）
（単位：円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	0
営業損失	0
営業外収益	1
営業外費用	0
経常利益	1
税引前当期純利益	1
法人税、住民税及び事業税	58,300
当期純損失	58,299

第 21 期決算公告

令和７年12月２日
東京都港区南青山２―26―37
Ｉｎｆｏｂｌｏｘ株式会社
代表取締役　安田　秀志

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	131,483,558
	固定資産	42,075,720
	資産合計	**173,559,278**
負債及び純資産の部	流動負債	62,027,480
	固定負債	7,830,084
	負債合計	**69,857,564**
	株主資本	103,701,714
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	93,701,714
	その他利益剰余金	93,701,714
	（うち当期純利益）	(7,306,858)
	純資産合計	**103,701,714**
	負債・純資産合計	**173,559,278**

第 32 期決算公告

令和７年12月２日
さいたま市大宮区桜木町二丁目403番地
株式会社ほていや
代表取締役　蔦島　秀則

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	47,899,575
	固定資産	36,124,168
	繰延資産	430,001
	資産合計	**84,453,744**
負債及び純資産の部	流動負債	20,580,465
	固定負債	58,041,300
	株主資本	5,831,979
	資本金	13,000,000
	資本剰余金	3,250,000
	資本準備金	3,250,000
	利益剰余金	△10,418,021
	その他利益剰余金	△10,418,021
	（うち当期純利益）	(4,441,697)
	負債・純資産合計	**84,453,744**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円、資本準備金の額を三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日

さいたま市大宮区桜木町二丁目四〇三番地
株式会社ほていや
代表取締役　蔦島　秀則

第 6 期決算公告

令和７年12月２日
東京都港区港南二丁目15番１号
品川インターシティＡ棟28階
Worldwide Clinical Trials Japan 株式会社
代表取締役　ピーター・ベントン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	76,457,430
	固定資産	931,647
	繰延資産	40,423
	合計	**77,429,500**
負債及び純資産の部	流動負債	28,016,270
	有給休暇引当金	2,996,381
	株主資本	49,413,230
	資本金	1
	利益剰余金	49,413,229
	その他利益剰余金	49,413,229
	（うち当期純利益）	(18,025,682)
	合計	**77,429,500**

第 10 期 決 算 公 告

令和７年12月２日
東京都千代田区神田小川町二丁目２番２号
小川町Ｂ５ビル８階
ＫＭ―Ｌｉｎｋ株式会社
代表取締役　金　　世永

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,031
	資産合計	**2,031**
負債及び純資産の部	流動負債	2,621
	株主資本	△590
	資本金	10,000
	利益剰余金	△10,590
	その他利益剰余金	△10,590
	（うち当期純損失）	(1,328)
	負債・純資産合計	**2,031**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲はＥＣ事業および当該事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。甲の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二〇番八号
寿パークビル五Ｆ
（甲）株式会社Ｏｒｇａｎｉｃ Ｍ
東京都千代田区神田小川町二丁目二番地
五ビル八階
ＫＭ―Ｌｉｎｋ株式会社
代表取締役　高山　慶能
（乙）
代表取締役　金　世永

第13期決算公告

令和７年12月２日
東京都千代田区神田小川町二丁目２番２号
小川町Ｂ５ビル８階
コリアマーケティング株式会社
代表取締役　金　　世永

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,509
	固定資産	26,519
	資産合計	94,028
負債及び純資産の部	流動負債	33,200
	固定負債	104,785
	株主資本	△43,957
	資本金	10,000
	利益剰余金	△53,957
	その他利益剰余金	△53,957
	（うち当期純損失）	(6,884)
	負債・純資産合計	94,028

吸収分割公告

メＥＣ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。甲の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。甲の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二〇番八号
寿パークビル五Ｆ
（甲）株式会社Ｏｒｇａｎｉｃ　Ｍ
代表取締役　高山　慶能
東京都千代田区神田小川町二丁目二番地
二号小川町Ｂ五ビル八階
（乙）コリアマーケティング株式会社
代表取締役　金　　世永

第53期決算公告

令和７年12月２日
横浜市瀬谷区阿久和西４―30―３
株式会社レンタルのジタ
代表取締役　中川　一男

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	260,634
	固定資産	23,973
	合計	284,607
負債及び純資産の部	流動負債	15,578
	固定負債	―
	株主資本	269,029
	資本金	10,000
	利益剰余金	259,029
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	256,829
	（うち当期純利益）	(8,485)
	合計	284,607

第40期決算公告

令和７年12月２日
横浜市中区扇町一丁目１番地25
キンガ・グランエステート株式会社
代表取締役　金子　英子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	236,642
	固定資産	567,467
	資産合計	804,109
負債及び純資産の部	流動負債	132,750
	固定負債	189,772
	株主資本	481,587
	資本金	10,000
	利益剰余金	471,587
	その他利益剰余金	471,587
	（うち当期純利益）	(7,883)
	負債・純資産合計	804,109

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二日
横浜市中区扇町一丁目一番地二五
（甲）キンガ・グランエステート株式会社　代表取締役　金子　英子
横浜市中区扇町一丁目一番地二五
（乙）有限会社アネストホーム
代表取締役　金子　貴彦

第16期決算公告

令和７年12月２日
神奈川県高座郡寒川町宮山3316
河西工業ジャパン株式会社
代表取締役　石井　康氏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,799,628
	固定資産	9,097,856
	資産合計	23,897,485
負債及び純資産の部	流動負債	13,998,258
	固定負債	323,757
	株主資本	9,575,468
	資本金	90,000
	資本剰余金	2,056,979
	利益剰余金	7,428,488
	（うち当期純利益）	(3,186,926)
	負債・純資産合計	23,897,485

※　千円未満切り捨て

第67期決算公告

令和７年12月２日
三重県亀山市天神３丁目１番７号
株式会社中根組
代表取締役　中根　秀俊

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,255
	固定資産	10,811
	繰延資産	75
	合計	14,141
負債及び純資産の部	流動負債	12,803
	株主資本	1,338
	資本金	20,000
	利益剰余金	△18,662
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△23,662
	（うち当期純利益）	(667)
	合計	14,141

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日
三重県亀山市天神三丁目一番七号
株式会社中根組
代表取締役　中根　秀俊

第75期決算公告

令和７年12月２日
名古屋市千種区四谷通一丁目１番地
株式会社宝塚コーポレーション

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,756,435
	固定資産	12,809,281
	合計	14,565,716
負債及び純資産の部	流動負債	125,251
	固定負債	2,071,816
	株主資本	12,368,648
	資本金	50,000
	資本剰余金	13,200
	資本準備金	13,200
	利益剰余金	12,306,134
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	12,303,634
	（うち当期純利益）	(848,640)
	自己株式	△686
	合計	14,565,716

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社スーパーカケモで発行した五百円商品券は令和七年十一月三十日をもって利用終了しました。商品券について資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻を行います。

〈払戻を行う前払式支払手段の種類〉五百円商品券
〈払戻申出期間〉令和八年一月六日～令和八年三月七日※当該期間内に払戻の申出がない場合、この払戻手続きから除斥されます。
〈お問合先〉株式会社スーパーカケモ本部
〒〇三四―〇〇三七　青森県十和田市穂並町一五―一〇
電話番号〇一七六―二二―六七一一
受付時間は午前九時から午後五時まで

第34期決算公告

令和７年12月２日
東京都豊島区池袋二丁目40番13号
株式会社テスコーポレーション
代表取締役　田中　康雄

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	416,881
	固定資産	18,295
	合計	435,177
負債及び純資産の部	流動負債	97,232
	固定負債	50,206
	株主資本	287,738
	資本金	100,000
	利益剰余金	187,738
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	162,738
	（うち当期純利益）	(42,550)
	合計	435,177

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二日
東京都豊島区池袋二丁目四〇番一三号
（甲）株式会社テスコーポレーション　代表取締役　田中　康雄
東京都豊島区東池袋一丁目四〇番一一号
東池袋ＴＹビル二階
（乙）有限会社ドリームワン
取締役　金田　貴士

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億七千十七万九千四百三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日

京都府京丹後市峰山町長岡一七五〇番地の一

株式会社積進ホールディングス

代表取締役　田中　理貴

第１期決算公告

令和７年12月２日

京都府京丹後市峰山町長岡1750番地の１

株式会社積進ホールディングス

代表取締役　田中　理貴

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,380
	固定資産	481,178
	合計	537,558
負純資産の債及び部	流動負債	240,020
	固定負債	297,500
	株主資本	38
	資本金	1,000
	利益剰余金	△961
	その他利益剰余金	△961
	（うち当期純損失）	(941)
	合計	537,558

第４期決算公告

令和７年11月13日

東京都世田谷区北沢一丁目34番17号

株式会社和陽日本語学院

代表取締役社長　左右　真哉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	408
	固定資産	452
	合計	860
負純資産の債及び部	流動負債	185
	固定負債	520
	株主資本	155
	資本金	75
	資本剰余金	75
	資本準備金	75
	利益剰余金	5
	その他利益剰余金	5
	（うち当期純利益）	(24)
	合計	860

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日

札幌市中央区南三条西九丁目九九八番地六

（甲）株式会社ホテルラフィナート札幌

代表取締役　樋口　友亮

北海道旭川市忠和六条七丁目一番一七号

（乙）株式会社旭川お城の鯉寿し

代表取締役　菊原　洋樹

第８期決算公告

令和７年12月２日

札幌市中央区南三条西九丁目998番地６

株式会社ホテルラフィナート札幌

代表取締役　樋口　友亮

貸借対照表の要旨（令和７年４月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	227,371
	固定資産	642,302
	合計	869,673
負純資産の債及び部	流動負債	128,583
	固定負債	854,877
	株主資本	△113,787
	資本金	3,000
	利益剰余金	△116,787
	その他利益剰余金	△116,787
	（うち当期純利益）	(44,970)
	合計	869,673

第47期決算公告

令和７年12月２日

北海道旭川市忠和六条七丁目１番17号

株式会社旭川お城の鯉寿し

代表取締役　菊原　洋樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,358
	固定資産	93,304
	合計	117,662
負純資産の債及び部	流動負債	34,987
	固定負債	257,249
	株主資本	△174,574
	資本金	3,000
	利益剰余金	△177,574
	その他利益剰余金	△177,574
	（うち当期純損失）	(17,125)
	合計	117,662

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日

広島市安芸区船越南二丁目一番一三号

（甲）日本機電西日本販売株式会社

代表取締役　辻　憲吾

山口県岩国市土生字六反田一四五―三―一

（乙）株式会社協和

代表取締役　辻　憲吾

第44期決算公告

令和７年12月２日

広島市安芸区船越南二丁目１番13号

日本機電西日本販売株式会社

代表取締役　辻　憲吾

貸借対照表の要旨（令和７年８月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,158,018
	固定資産	520,636
	繰延資産	18
	合計	1,678,674
負純資産の債及び部	流動負債	194,662
	固定負債	266,924
	株主資本	1,217,087
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,187,087
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,179,587
	（うち当期純利益）	(73,056)
	合計	1,678,674

第38期決算公告

令和７年12月２日

山口県岩国市土生字六反田145―３―１

株式会社協和

代表取締役　辻　憲吾

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,387
	固定資産	13,839
	合計	66,227
負純資産の債及び部	流動負債	7,720
	固定負債	28,066
	株主資本	30,440
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,440
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	19,990
	（うち当期純利益）	(622)
	合計	66,227

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により甲の農業事業に関する一切の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日

大阪市東成区大今里南一丁目二二番一四号

（甲）株式会社ギャップコーポレーション

代表取締役　梅田　剛

大阪市東成区大今里南一丁目二二番一号

（乙）株式会社プラムフィールド

代表取締役　梅田　剛

決算公告

令和７年12月２日

大阪市東成区大今里南一丁目22番14号

株式会社ギャップコーポレーション

代表取締役　梅田　剛

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	145,516
	固定資産	243,896
	合計	389,413
負純資産の債及び部	流動負債	26,321
	固定負債	338,066
	株主資本	25,024
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,024
	その他利益剰余金	15,024
	（うち当期純利益）	(7,550)
	合計	389,413

決算公告

令和７年12月２日

大阪市東成区大今里南一丁目22番14号

株式会社プラムフィールド

代表取締役　梅田　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	495
	固定資産	6,030
	繰延資産	3,000
	合計	9,525
負純資産の債及び部	流動負債	24
	株主資本	9,501
	資本金	10,000
	利益剰余金	△498
	その他利益剰余金	△498
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	9,525

第23期決算公告

令和７年12月２日
大阪府大阪市中央区南船場三丁目11番５号
株式会社ベストバイ
代表取締役　福嶋　穂高

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,912,356
	固定資産	357,820
	資産合計	2,270,176
負純資産の及び部	流動負債	285,123
	（うち賞与引当金）	(8,010)
	固定負債	1,515,371
	負債合計	1,800,494
	株主資本	469,682
	資本金	65,000
	利益剰余金	404,682
	その他利益剰余金	404,682
	（うち当期純損失）	(123,581)
	純資産合計	469,682
	負債・純資産合計	2,270,176

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百六十万円減少し四千九百四十万円とし、減少する資本金の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日
大阪府大阪市中央区南船場三丁目一一番五号
株式会社ベストバイ
代表取締役　福嶋　穂高

第６期決算公告

令和７年12月２日
佐賀県小城市三日月町久米1362番地５
株式会社ノナカ
代表取締役　野中　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,062
	固定資産	776,081
	繰延資産	20,517
	合計	866,661
負純資産の及び部	流動負債	101,285
	固定負債	772,709
	株主資本	△7,334
	資本金	1,000
	利益剰余金	△8,334
	その他利益剰余金	△8,334
	（うち当期純利益）	(4,868)
	合計	866,661

第５期決算公告

令和７年12月２日
北海道千歳市みどり台北二丁目５番15号
株式会社いまい
代表取締役　今井　　涼

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,294
	固定資産	1,337,994
	繰延資産	654
	合計	1,412,944
負純資産の及び部	流動負債	253,969
	固定負債	728,693
	株主資本	430,281
	資本金	1,010
	利益剰余金	429,271
	その他利益剰余金	429,271
	（うち当期純利益）	(138,734)
	合計	1,412,944

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社北海道千歳市みどり台北二丁目五番一号（住所北海道千歳市みどり台北二丁目五番一号）に対して当社の不動産関連事業に関する資産（賃貸管理、仲介、売買、それらを行う会社の賃貸管理）及び負債（賃貸管理・仲介・売買・それらを行う会社の賃貸管理）、お よび有価証券関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二日
北海道千歳市みどり台北二丁目五番一号
株式会社いまい
代表取締役　今井　　涼

第56期決算公告

令和７年12月２日
山形県酒田市こがね町２－１－17
山一不動産株式会社
代表取締役　小林　　毅

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,785
	固定資産	616,669
	繰延資産	5,722
	資産合計	928,175
負純資産の及び部	流動負債	60,858
	固定負債	740,094
	負債合計	800,952
	株主資本	127,222
	資本金	10,000
	利益剰余金	117,222
	（うち当期純利益）	(37,014)
	純資産合計	127,222
	負債・純資産合計	928,175

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、令和７年11月30日（日）に取扱い（サービス）終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しを実施いたしますので、期間内にお申出をお願いいたします。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
・株式会社ジェーシービー
払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
・ＡＮＡ　ＪＣＢプリペイドカード
払戻しの申出期間
・令和８年１月30日（金）15時00分頃から令和８年６月30日(火)23時59分まで
※当該申出期間内に申出いただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。
申出・払戻し方法
・令和８年１月30日（金）以降、お客様へＵＲＬリンクを掲載した払戻し申請メールを、ＪＣＢに登録いただいているアドレスへお送りいたします。メールに掲載されているリンクにアクセスし、氏名・生年月日を登録することで、払戻し申出完了となります。払戻金額確定後、対象のお客様へは、口座情報登録のためのＵＲＬリンクを掲載したメールをＪＣＢに登録いただいているアドレスへお送りいたします。
メールに掲載されているリンク（ウェルネット送金サービスのリンク）にアクセスいただき、お客様名義の払戻し先希望の金融機関口座をご登録ください。ご登録完了後、登録された金融機関口座に未使用残高を払戻しいたします。(金融機関によっては入金が翌営業日以降になることがございます。)なお、払戻し手続きに伴う振込手数料等は徴収いたしません。
払戻しに関する問い合わせ先
ＪＣＢプリペイドカードデスク
電話　0570―070―025（有料）　９時00分～17時00分　年中無休（年末年始除く）
2025年12月２日
東京都港区南青山５－１－22青山ライズスクエア
株式会社ジェーシービー

第１期決算公告

令和７年12月２日
東京都千代田区大手町１－５－１
大手町ファーストスクエアイーストタワー４Ｆ
株式会社Ｃａｒｊａｎｙ
代表取締役　渡邊　裕太

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		145,361	流動負債	13,264
固定資産		15,763	固定負債	34,166
繰延資産		325	株主資本	114,019
			資本金	99,000
			資本剰余金	98,000
			資本準備金	98,000
			利益剰余金	△82,980
			その他利益剰余金	△82,980
			（うち当期純損失）	(82,980)
資産合計		161,449	負債・純資産合計	161,449

第43期決算公告

令和７年９月22日

長崎県諫早市栄田町８番23号
くみあい肥料株式会社
代表取締役社長　鈴木　秀郎

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,615,655	流動負債	801,361
固定資産	258,000	（賞与引当金）	(3,688)
		固定負債	101,443
		（役員退任慰労引当金）	(50,058)
		株主資本	970,851
		資本金	50,000
		利益剰余金	920,851
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	908,351
		（うち当期純利益）	(16,698)
資産合計	1,873,655	負債・純資産合計	1,873,655